

愛知県教育委員会事務処理特例条例の一部改正について

このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づく意見を知事に、同第55条第4項に基づく意見を県議会議長に回答する必要があり、事務の臨時代理により、知事には「教育委員会として特に意見はない」旨、県議会議長には「異議ない」旨の回答としましたので、別紙資料に基づき報告します。

令和8年3月26日

総務課

## 愛知県教育委員会事務処理特例条例の一部改正の概要

第1 改正の理由 職員の給与に関する条例の一部改正に伴う関係規定の整理

第2 改正の内容 別表五の項（三）中、「第十一条第八項」を「第十一条第九項」に改める。

第4 施行期日 令和8年4月1日

職員給与に関する条例の一部改正  
令和8年4月1日  
施行

## 第二十八号議案

職員の給与に関する条例の一部改正について

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和八年二月十八日提出

愛知県知事 大村 秀章

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和四十二年愛知県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「初任給調整手当」の下に「（第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。

第十五条第二項において同じ。）」を加える。

第十条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（初任給調整手当）」を付し、同条第二項中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改め、同項第三号中「三万円」を「五万円」に改め、同条第二項中「初任給調整手当」を「第二種初任給調整手当」に、「前項の」を「同項の」に改め、同条第三項中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十条の二 第二種初任給調整手当は、新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第六条第一項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第二項、第三項、第五項及び第六項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員その他の人事委員会規則で定める職員にあつては、人事委員会規則で定める額）並びにこれに第九条の二の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に十二を乗じ、その額を勤務時間条例第二条第一項に規定する勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額（その額に五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一元未満の端数を生じたときはこれを一元に切り上げた額）（次項において「特定額」という。）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して人事委員会規則で定める額（次項において「基準額」という。）を下回るものに対して、採用の日から人事委員会規則で定める日までの間、支給する。

- 2 第二種初任給調整手当の月額は、人事委員会規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。
- 3 第一項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第二種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるものには、人事委員会規則の定めるところにより、前二項の規定に準じて、第二種初任給調整手当を支給する。
- 4 前三項に規定するもののほか、第二種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第十一条第二項第一号中「第四項」を「第五項」に改め、同条第三項中「次項」を「第五項」に改め、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「自動車等」の下に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第八項とし、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、同条第四項中「額及び」を「額、」に、「(一)の合計額」を「(一)及び前項第一号に定める額の合計額」に、「前二項」を「前三項」に改め、同項第二号中「前号」及び「同号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

一 駐車場等に係る通勤手当 前項第一号に定める額

第十一条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項第二号又は第三号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が人事委員会規則で定める要件を満たすものに限る。第一号、次項第二号及び第八項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、五千円を超えない範囲内で一か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として人事委員会規則で定める額

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前二項の規定による額

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（愛知県教育委員会事務処理特例条例の一部改正）

2 愛知県教育委員会事務処理特例条例（平成十二年愛知県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

別表五の項（三）中「第十一条第八項」を「第十一条第九項」に改める。

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例等の一部改正）

3 次に掲げる条例の規定中「、第十条」を「から第十条の二まで」に改める。

一 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十三年愛知県条例第六十三号）第六条第一項

二 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年愛知県条例第五十八号）第九条第一項

（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正）

4 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年愛知県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

附則第十六条第一項中「第六条の規定による改正後の」を削り、「新給与条例」を「給与条例」に改め、同条第二項中「新給与条例」を「給与条例」に改め、同条第三項中「第十条の規定に

よる改正後の」及び「第七条の規定による改正後の」を削り、同条第四項中「新給与条例」を「給与条例」に改め、「第七条の規定による改正後の」を削り、「新勤務時間条例」を「勤務時間条例」に改め、同条第五項中「新給与条例」を「給与条例」に改め、同条第六項中「新給与条例」を「給与条例第十条の二」に改め、同条第七項及び第八項中「新給与条例」を「給与条例」に改める。

附則第十七条中「新勤務時間条例」を「勤務時間条例」に改める。

#### 説 明

この案を提出するのは、駐車場等を利用する職員に駐車場等に係る通勤手当を支給することとする等のため必要があるからである。

職員の給与に関する条例の一部改正に伴う関係条例の一部改正新旧対照表

愛知県教育委員会事務処理特例条例の一部改正新旧対照表

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第五十五条第一項の規定に基づき、別表の上欄に掲げる教育委員会の権限に属する事務（同表二の項及び五の項に規定する事務については、市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百二十五号）第一条に規定する職員に係るものに限る。）は、同表の下欄に掲げる市町村が処理することとする。

新

別表

<p>一～四 略</p>	<p>五 職員の給与に関する条例（昭和四十二年愛知県条例第三号。以下この項において「条例」という。）の施行のための人事委員会規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 及び (二) 略</p> <p>(三) 条例第十一条第九項の規定により通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項を定める人事委員会規則に基づく事務であって、別に教育委員会規則で定めるもの</p> <p>(四) 略</p>
略	

旧

別表

<p>一～四 略</p>	<p>五 同上</p> <p>(一) 及び (二) 略</p> <p>(三) 条例第十一条第八項の規定により通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項を定める人事委員会規則に基づく事務であって、別に教育委員会規則で定めるもの</p> <p>(四) 略</p>
略	